



議案第二百十六号

片柴地区農業用水路改修事業計画について

次のとおり町管土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年十一月廿七日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

記

一 工事の名称

単県片柴地区農業用用水路改修工事

二 工事場所

東伯郡三朝町大字片柴地内

三 工事の概要

改修延長 二五〇メートル、幅五五センチメートル、高さ四〇センチメートル、コンクリート三面張りで改修する。

四 事業費

二、八七〇、〇〇〇円

五 事業の実施方法

請負

六 工事の時期

昭和五十一年度